

各 府 省 庁 提 出 資 料

○	内	閣	府	資	料
○	消	費 者	庁	資	料
○	文	部 科	学	省 資	料
○	厚	生 劳	働	省 資	料
○	防	衛 境	省	資	料
○	環	興	省	資	料
○	復	務	庁	資	料
○	総	務	省	資	料
○	法	務	省	資	料
○	外	林 水	省	資	料
○	農	済 産	省	資	料
○	経	土 交	省	資	料
○	国	察	省	資	料
○	警		資		料

子供の未来応援基金による居場所づくり等の支援

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民の連携・協働プロジェクト「子供の未来応援国民運動」の下、企業や個人からの寄付金による「子供の未来応援基金」により、居場所づくりをはじめとした子供たちに寄り添った活動を行う民間団体を支援。

- ・延べ支援団体数 : 449団体
- ・寄付総額 : 約14億1,600万円（令和3年1月31日現在）
うち支援総額（決定） : 9億7,100万円

※平成27年10月に基金を創設。これまでに計5回支援し、令和3年1月には6回目の支援を決定。

基金におけるこれまでの支援団体事例

居場所の提供・相談支援を行う事業

NPO法人 青少年の居場所 Kiitos（東京都）【第2回支援】

事業内容

- 不登校やひとり親家庭などの様々な事情により家に居場所がない、又は生活に困難を抱えた子供・若者を対象に、心身共に安心して自由に過ごせる居場所を運営。地域の農家等から食材等をいただき、地域のボランティアによる昼・夕食を無償で提供。
- 中学生以上の子供たちに個別に元教師等のボランティアによる学習支援も実施。



地域子供の未来応援交付金による居場所づくり等の支援 (令和2年度(3次)補正予算1.5億円、令和3年度予算案1.5億円)

子供たちと「支援」を実際に結び付ける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域ネットワークの形成を図る地方自治体を支援する。

【交付対象】都道府県、市町村

【対象事業】実態調査・計画策定、子供等支援事業・連携体制整備、研修事業

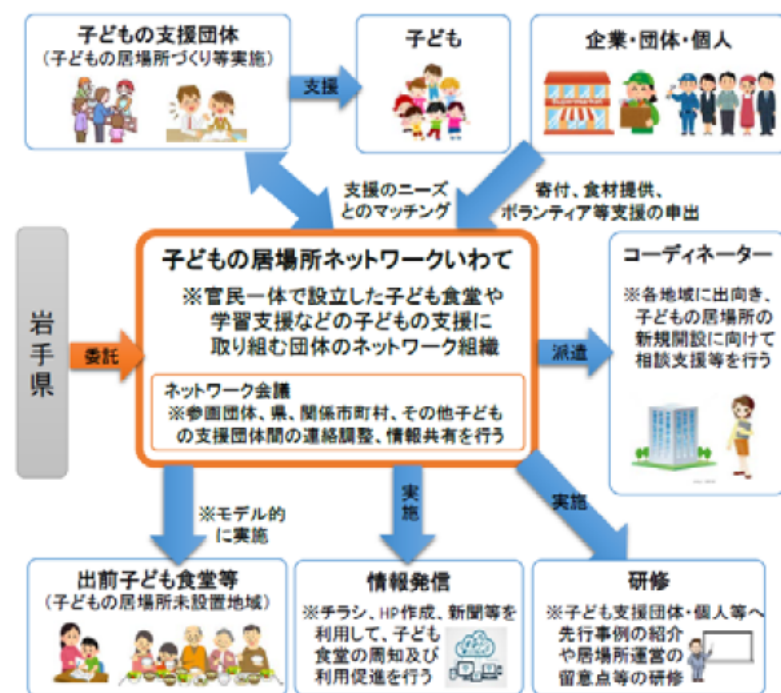
＜子供等支援事業の例＞

居場所づくり事業、訪問相談員の配置、コーディネーターの配置、相談窓口の設置等

地域子供の未来応援交付金における支援自治体事例

子供の居場所ネットワーク形成支援事業（岩手県）

- 県内で子どもの学習支援など子どもの支援に取り組んでいる団体のネットワーク組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」の活動を支援することによって、県内各地域における子どもの居場所づくりを推進し、企業と支援団体とのマッチング等の連携を促進するための取組を推進する。



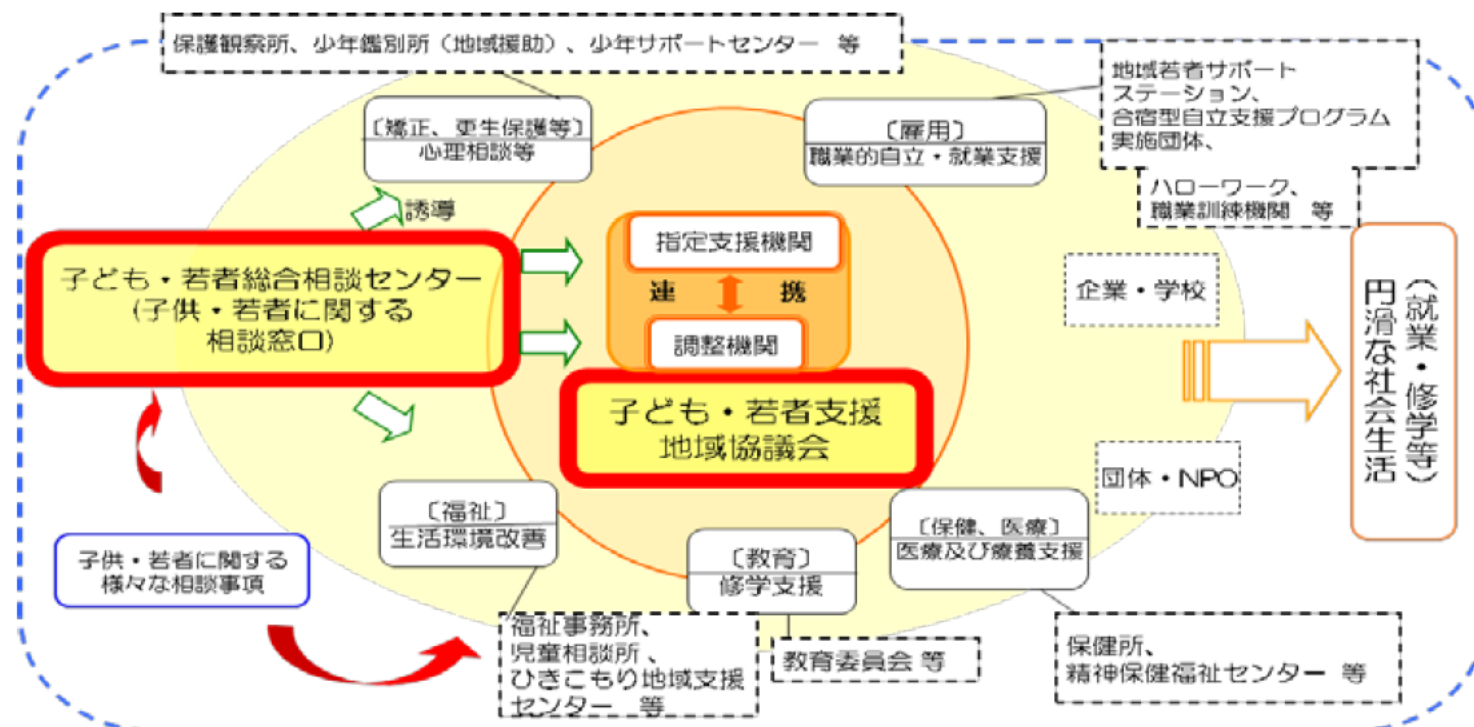
子ども・若者育成支援推進法に基づき、①子供・若者育成支援推進大綱の策定、②子供・若者支援体制の整備、③子供・若者支援人材の養成等を実施。

1. 子供・若者育成支援推進大綱の策定

政府における子供・若者の育成支援の基本的な方向性や施策等を示す子供・若者育成支援推進大綱について、孤独・孤立の顕在化など子供・若者を取り巻く現状・課題等を踏まえつつ、第3次となる新たな大綱を本年3月末を目途に策定する予定。

2. 子供・若者支援体制の整備

困難な状態にある子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、雇用など地域における様々な機関がネットワークを形成して支援を行う「子ども・若者支援地域協議会」、子供・若者に関する相談にワンストップで応じる「子ども・若者総合相談センター」の設置及びその機能向上を促進。



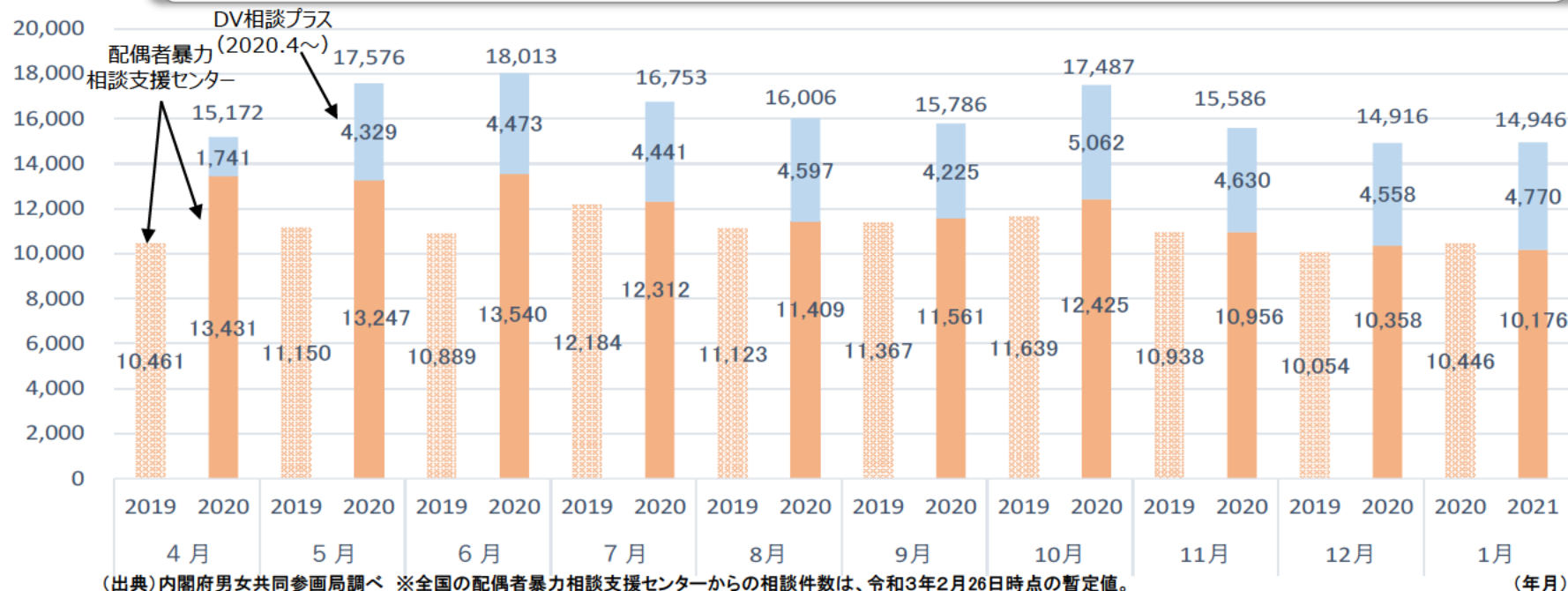
3. 子供・若者支援人材の養成

地域において相談業務や訪問支援（アウトリーチ）等に従事する者に対し、知識・技法の向上等に資する研修を実施。

D V 相談件数の増加の状況

内閣府資料

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年4月から2021年1月の相談件数は、16万2,241件で、前年同期の約1.5倍。
- ✓ 既に昨年度（2019年度）全体の相談件数（11万9,276件）を大きく上回っている。



【DV相談ナビダイヤル】

※最寄りのDV相談センター
#8008 (はれれば)



プラス
DV相談+

令和2年4月20日開始

SNS相談
メール相談

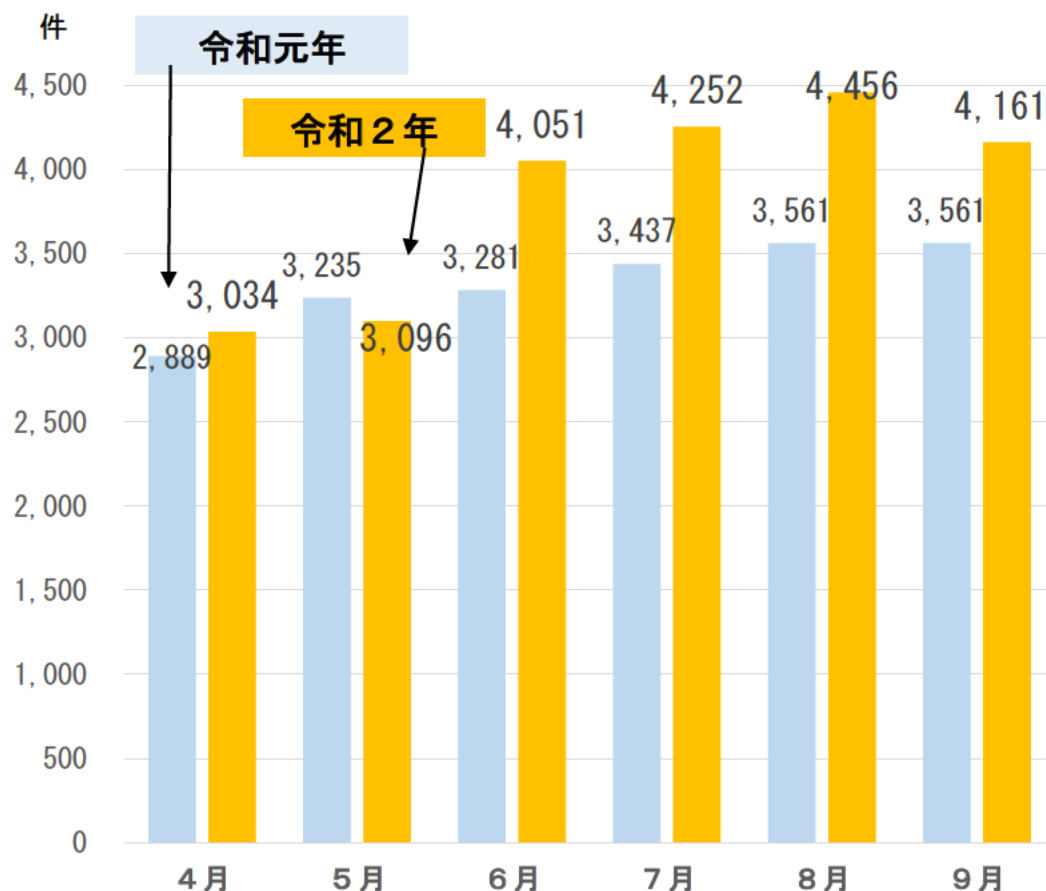
24時間電話相談

0120-279-889

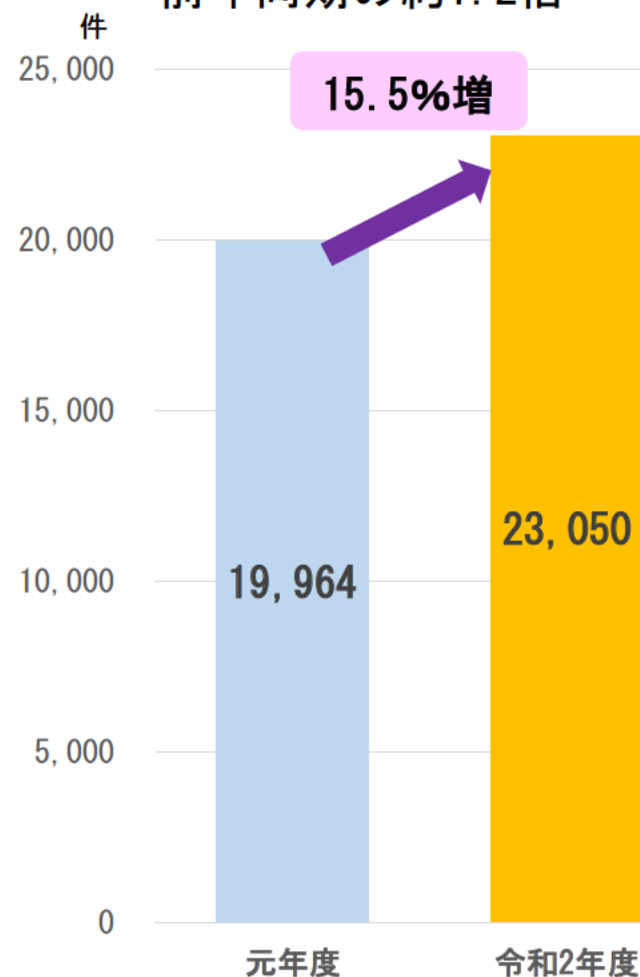
同行支援、保護 等

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移 (令和2年4～9月)

相談件数は前年を上回って推移



4～9月の相談件数は 前年同期の約1.2倍

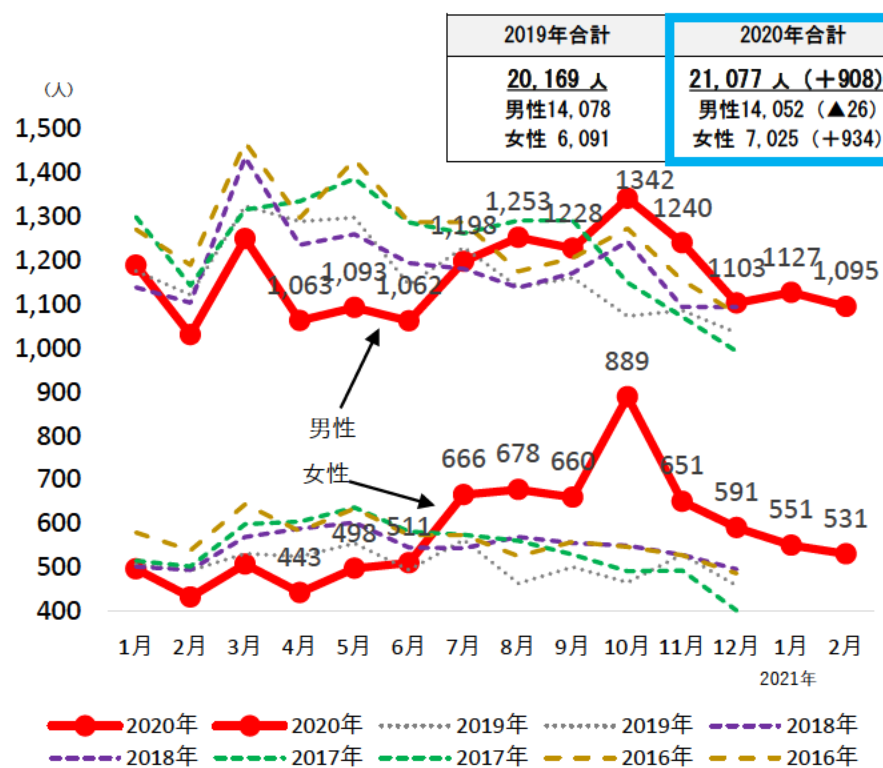


注：相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計

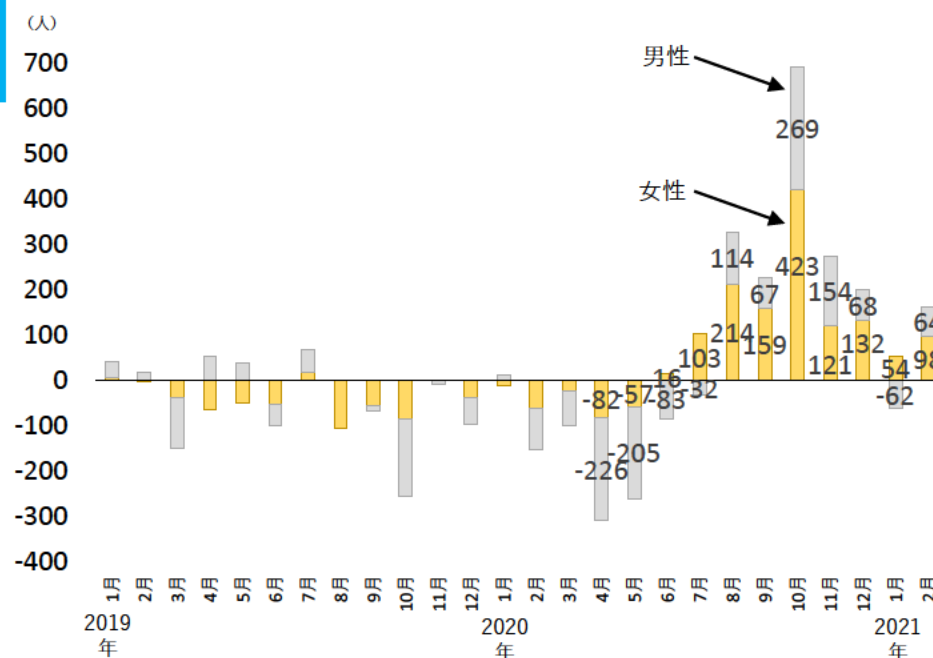
自殺者数の推移

- ✓ 女性の自殺者数は、2021年2月は531人で、対前年同月98人増加。対前年同月では9カ月連続の増加。
- ✓ 年合計では、男性は対前年で26人の減少であったが、女性は934人の増加。

自殺者数



自殺者数の前年同月差

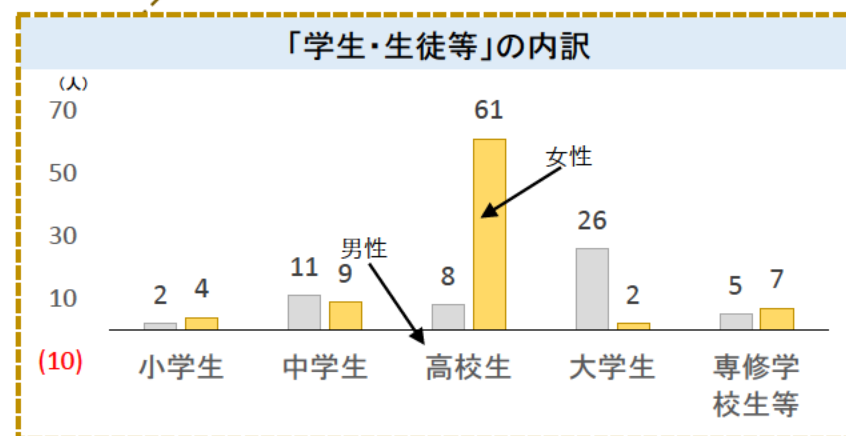
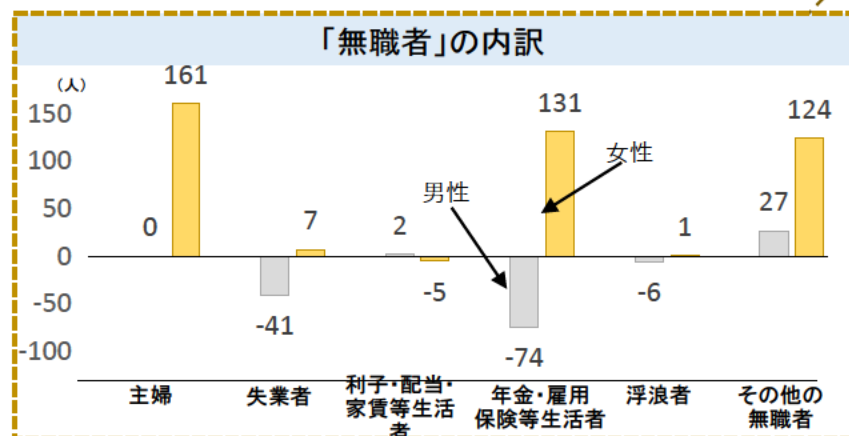
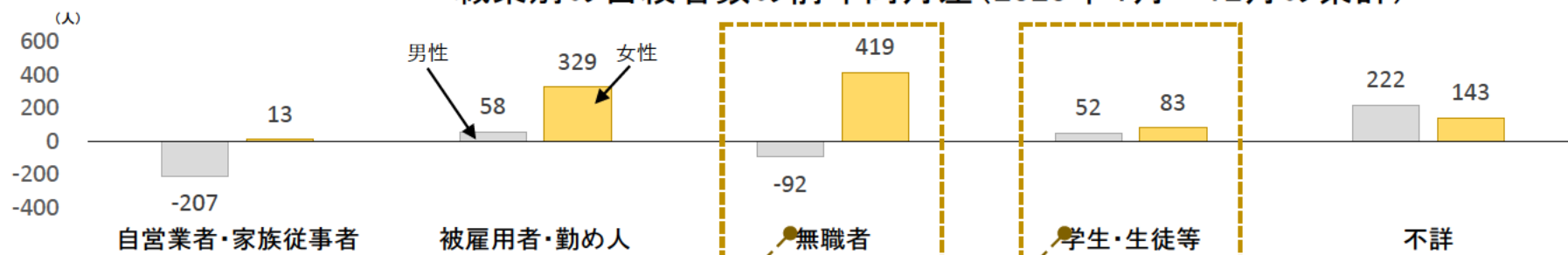


(警察庁HP「自殺者数」より作成。原数値。2019年分までは確定値。2020年分は2021年1月31日時点の暫定値。2021年分は2021年3月5日時点の速報値。)

自殺者数の増減

✓ 女性は、「無職者」では「主婦」「年金・雇用保険等生活者」が、「学生・生徒等」では「高校生」が、特に増加。

職業別の自殺者数の前年同月差(2020年4月～12月の累計)



(厚生労働省HP「自殺の統計」より作成。2019年分は「各年の状況」の確定値。2020年分は2021年2月8日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。)

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の開催について

令和 2 年 9 月 23 日
内閣府男女共同参画局長決定
令和 2 年 10 月 14 日
一 部 改 正

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会構成員名簿

(五十音順、敬称略、◎は座長)

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからのDVや性暴力の増加・深刻化が懸念されている。また、今般の感染症の拡大は、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用に特に影響が強く表れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されている。

一方、これを契機に、オンライン活用が普及し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっており、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。

このように性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていくことが必要である。

このため、以下の事項を調査検討するため、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、「第5次男女共同参画基本計画」や「女性活躍加速のための重点方針 2021」の策定に向けた議論に反映させることとする。

①新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響

②女性の視点からの政策課題の把握

2 構成

- (1) 研究会は、別紙に掲げる者をもって構成する。なお、男女共同参画局長は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 座長は、構成員の中から、男女共同参画局長が指名する。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 庶務

研究会の庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

大崎 麻子	特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事
大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授
◎ 白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
筒井 淳也	立命館大学産業社会学部教授
永濱 利廣	株式会社第一生命経済研究所首席エコノミスト
松田 明子	山形県子育て若者応援部長
武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
山口 慎太郎	東京大学大学院経済学研究科教授
山田 久	株式会社日本総合研究所副理事長

地域女性活躍推進交付金の活用

	想定される対象者・課題	取組の例
活躍推進型	・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「新たな日常」への対応 ・企業における意思決定過程への女性の参画の拡大 ・女性の多様な働き方の推進等	・デジタルを活用して仕事をする人材へとステップアップするためのセミナー ・新たな働き方を定着させるための在宅ワークに関するセミナー 等 ・企業経営者を対象としたセミナー ・女性が今後のキャリアプランを考えるための分析ツールの作成等 ・託児付きサテライトオフィスやシェアオフィスの開設等
寄り添い支援型	・新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、不本意に退職や収入減になった女性、苦境に陥った女性 ・女性差別やハラスメント等による悩み、トラウマ等を抱え、特に心理面での寄り添った支援が必要な女性 等	・電話・面談以外の手段として、メールやSNSを活用した補足的な相談体制の整備 ・非正規雇用女性のコロナによる影響や生活実態、求める支援等を内容とする調査等 ・カウンセラー、臨床心理士等、専門相談員による相談の開設・設置 ・就業に慣れるためのジョブカフェ等の運営 ・他機関へ連携した後の相談者へのフォローアップ、継続的な相談の対応等



地域における消費者被害の未然防止 【消費者庁】

見守りネットワーク (消費者安全確保地域協議会)



孤独・孤立した状況に置かれた 方への見守り、啓発活動

○地域の関係者（行政、団体、事業者、ボランティア）の連携強化による、より効果的な見守り
➡被害の情報が消費生活センターにつながる仕組み

○地域における啓発活動、注意喚起



消費者被害の早期発見、未然防止

文部科学省における 孤独・孤立対策に関する取組と課題



文部科学省における孤独・孤立対策に関連する取組と課題について



初等中等教育での取組

相談体制の充実

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実
- ・SNS等を活用した相談事業
- ・24時間子供SOSダイヤル

児童生徒の自殺等対策について

- ・「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進
- ・児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等の推進

<課題>

- ・児童生徒が日常的に相談できる体制整備に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実など、相談体制の更なる充実が必要。
- ・自殺予防教育の推進、ICTを活用した効果的な自殺対策の検討、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自殺の原因分析や適切な対応等の検証が必要。

高等教育での取組

学生の学びの継続のための支援

- ・相談体制の整備等を徹底するなど、各大学に対して学生の悩みや不安に寄り添った対応を依頼
- ・新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生に支援を実施

大学等に対し、学生に寄り添った対応を要請

- ・十分な感染対策を講じた上での対面授業の実施や、校内施設の開放等を各大学等に要請
- ・学生に寄り添う好事例を収集し、水平展開

<課題>

- ・コロナ禍における大学等の授業について、遠隔授業が中心となっており対面授業の機会が少ないなど、キャンパスでの学生間・学生と教職員との間の人的交流が十分できていないという学生からの声が見られる。
- ・学生への支援について、これまで大学の取組についての調査を行っているが、学生の声を直接把握する必要がある。

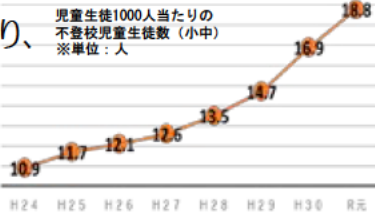
参 考 資 料

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和3年度予算額(案) 72億円
(前年度予算額 67億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和3年度予算額(案) : 5,278百万円(前年度予算額 : 4,866百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置 (27,500校)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **1,000校** (←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置 : **1,200校** (←1,000校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人** (←67人)

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和3年度予算額(案) : 1,938百万円(前年度予算額 : 1,806百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置 (10,000中学校区)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **1,000校** (←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置 : **1,500校** (←1,000校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人** (←67人)

重点配置等	いじめ 不登校
	虐待 貧困
	質の向上

SNS等を活用した相談事業

令和3年度予算額(案) (補助事業) 53億円の内数
(調査研究事業) 0.1億円



文部科学省

<背景>

○ いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。

○ また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。

○ スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)
コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和2年度版情報通信白書(総務省))
[平日1日] (令和元年度)
10代: 携帯電話 3.3分、固定通話 0.4分、ネット通話 9.2分、ソーシャルメディア 64.1分、メール利用 16.0分

<事業概要>

① SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

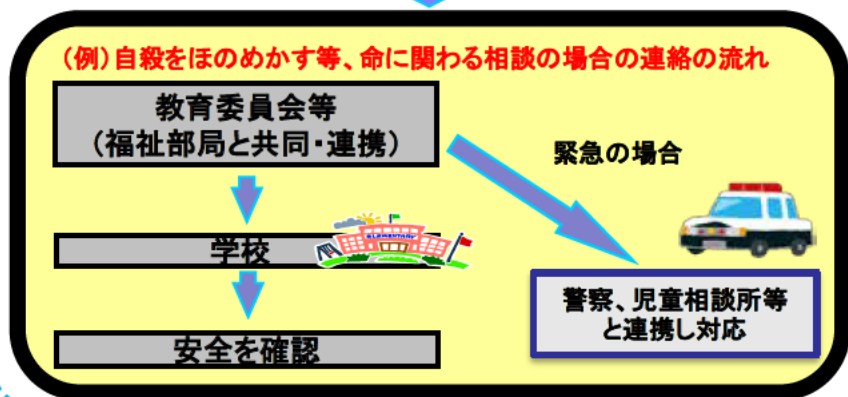
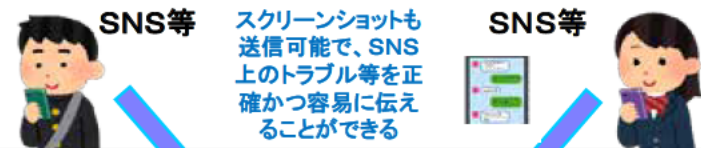
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 (委託事業)

(事業内容)

SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする研究を実施

【イメージ】SNS等を活用した相談



対象
校種

①②小学校・中学校・高等学校等

対象
経費

①報酬、期末手当等
②SNS等を活用した相談体制の在り方の検討に要する経費

実施主体
委託先

①都道府県・指定都市
②民間団体等

補助割合
委託箇所数

①国: 1/3 都道府県・指定都市: 2/3
②1箇所

24時間子供SOSダイヤルについて

誰か
が
い
る
話
し
た
い
今
、
—
—
—
Hosokawa



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くと

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル ☎ **0120-0-78310** なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待がもとになったら
☎189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎0120-007-110
(通話料無料、相談時間外または
人権侵害被害による緊急窓口)

香川県教育委員会本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

電話番号

(なやみいおう)

0120 - 0 - 78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話**をかけた**所在地の教育委員会の相談機関**に接続される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育
委員会で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担
地方自治体で2／3負担
通 話 料：国で全額負担

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを
全国の学校等に配布

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）

（平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号）

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生（座間市における事件）
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」(※)の推進が重要。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※) 自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して**自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる**（「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える）
- ② 保護者も含めた**世帯単位での支援が可能**になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での**協力・連携関係の構築**につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの**相談窓口の周知を行うことが望ましいこと**。
3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて**教材や授業方法を工夫**することが考えられること。
4. **SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの**傾聴の仕方（SOSの受け止め方）についても教えることが望ましいこと**。
5. 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化事業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「**地域特性重点特化事業**」（補助率10/10）にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。

児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

- 児童生徒の自殺予防等のためには、学校現場において自殺等に繋がり得る様々な困難（いじめや不登校等生徒指導上の諸課題との関連も指摘される背景や要因といった困難）を総合的かつ的確に察知することが重要である。
- 学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の例として、以下のようなツールがあるため、学校現場の状況に合わせ、児童生徒の様々な困難の早期発見等のための手法の一つとして参考とされたい。



「スクリーニング活用ガイド」

児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のため、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる「スクリーニング」の活用ガイド。

※「スクリーニング活用ガイド」ホームページ(文部科学省):

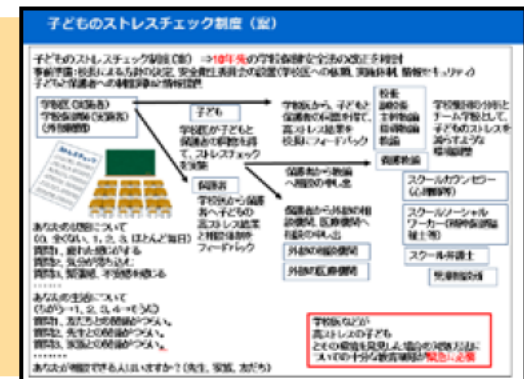
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

「子どものストレスチェック」

メンタル不調の未然防止の一次予防の強化を目的とし、子どものストレス(心理的負担)の程度を把握する制度。各学校の集団ごとに集計、分析、フィードバックを行い、学校の環境を改善する。本人および保護者の申し出により医師(養護教諭、スクールカウンセラー)による面接指導につなげる。

※「子どものストレスチェック」ホームページ:

<https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/rccmd/StressCheck/>



「RAMPS」

自殺リスクや精神不調の見逃しを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム。

※「RAMPS」ホームページ: <https://ramps.co.jp/>

学生のメンタルヘルスケア

大学等への要請、関係省庁等との連携

◎ 文部科学省高等教育局長通知等での累次にわたる要請＜学生のメンタルヘルスケアの充実＞

- ・学内の組織体制の整備（相談窓口の設置、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、新入生をはじめとした学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握、カウンセラーや医師等の専門家との連携等、学生の悩みや不安に寄り添った対応を各大学等に依頼



令和3年度予算案において、新たに学内の相談体制の強化等に必要な経費を計上

- ・国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金において、学生の相談体制の強化等に必要な経費を計上

- ・厚生労働省と連携し、自治体で設置する相談窓口やメンタルヘルスケアのサポートに役立つ情報等について、各大学等を通じて学生に周知

取組状況等の把握と好事例の展開

◎ 各大学等における学生へのメンタルヘルスケア等の取組状況調査（令和2年9月15日公表）

- ・約9割の大学等が学生に対する相談窓口を設置
- ・約8割の大学等がカウンセラーや医師等の専門家との連携、電話やメール等での相談受付
- ・約7割の大学等が学生同士や教職員とのコミュニケーションの機会を設定、生活面での相談体制を強化

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援状況等に関する調査（令和3年2月16日公表）

【中途退学者・休学者の状況（4月～12月の状況を比較）】

- ・中途退学者の割合は、令和元年度と比べて令和2年度の方がやや少ない（1.22%→0.97%）
- ・休学者の割合は、令和2年度と令和元年度で、大きな変化はない（2.42%→2.23%）

◎ 大学等における具体的な取組事例の公表（令和2年12月23日公表）

- ・1年生を対象としたオンライン座談会の開催、学生ピアサポーター制度（在学生在が新入生等にアドバイスを行う制度）の創設等を公表

学生相談を担当する教職員への研修・普及啓発

◎ 大学等の教職員が出席する会議やセミナー等での研修・普及啓発

- ・（独）日本学生支援機構において、「心の問題と成長支援ワークショップ」や「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」を毎年度開催

新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置

－学生の“学びの支援”緊急パッケージ（令和2年12月～）－

趣旨

- ①意欲ある若者が経済的理由により大学等の修学を断念することがないよう、後押しします。
- ②就職内定の取消や就職先が決まらず、やむを得ず、令和3年度も在学する学生等を緊急的に支援します。
- ③貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を継続します。

※赤字が今回追加・拡充して実施するもの。

在学時 ※令和2年12月～

学びをあきらめない！～多様なメニューで後押し～

アルバイト代減収への緊急支援

R2予備費 531億円（対象43万人）

◆「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

- ・家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、**10万円（うち非課税世帯の場合20万円）**を支給

※これまでに申請したが支給を受けていなかった者のうち、大学等で推薦すべきと判断した学生等を調査し、追加支給を実施。

◆緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集（支援期間：R3.1月～3月）

- ・アルバイト収入の大幅減少により修学の継続が困難になっている学生等への緊急特別支援として、新たに柔軟化した無利子奨学金事業を実施（令和2年6月及び7月）について、再募集を実施

高等教育の修学支援

家計急変の場合は
随時申込可！

高等教育の修学支援新制度

真に支援が必要な低所得世帯

（年収380万円未満（4人家族モデルケース））を対象として、授業料等減免と給付型奨学金により支援

R2予算 5,274億円（対象51万人）

引き続き呼びかけ
を実施！

緊急授業料等減免

R2 1号補正：7億円 2号補正：153億円（私立高校等分9億円を含む）

家計急変により、授業料等の支払いが困難となった学生等に対し各大学等が実施する授業料等減免を支援

貸与型奨学金

家計急変の場合は随時申込可！

R2事業費 1兆441億円（対象135万人）、R2 3号補正：90億円（無利子奨学金）

より幅広い世帯（無利子：年収～約800万円／有利子：年収～約1,100万円（4人世帯・私大・自宅通学の場合））を対象として支援

就職が決まらない学生等／学びの複線化を希望する学生等への特別支援

◆有利子奨学金の貸与期間延長

- ・就職の内定取消等で、やむを得ず、令和3年度も在学する学生等に対して、緊急支援として、貸与期間を最大1年延長（新規申込可）

◆休学中の者への有利子奨学金の継続貸与

- ・今次の機会を生かし、ボランティア活動に参加する等、学びの複線化を理由に休学する学生等に対し、特例として貸与を休止せず最大1年継続（新規申込可）

業績優秀者返還免除制度（大学院）の申請期間の柔軟化

◆免除内定期間の延長

- ・免除内定者が、研究活動が困難な状況に陥り、修業年限内で課程修了できない場合に内定取消の対象とせず、免除内定の期間を令和3年度まで延長

◆免除申請期間の延長

- ・研究活動が困難な状況に陥り、免除申請が困難な学生を支援するために、特例として、免除申請の期間を令和3年度まで延長

返還時

安心の返還メニュー！～負担軽減策の拡充～

返還期限猶予制度の充実

（※減収・失業などで経済困難となり、返還困難な状況となった場合通算10年まで猶予）

◆猶予10年超の者に対する猶予特例（+1年）の延長

猶予制度（経済困難）を上限まで利用した方が、厳しい経済状況に置かれる状況を救済するため、**特例として更に上限を1年延長し、通算11年まで猶予（従来の申請期間を3カ月延長（～3/31））**

政府全体で支援！～各省庁の支援メニュー～

- ◆緊急小口資金等の特例貸付【厚生労働省】
- ◆雇用調整助成金の特例措置【厚生労働省】
- ◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【厚生労働省】

（参考）地方創生臨時交付金【内閣府】

- ◆上記支援に係る各大学等の相談窓口の整備・一本化を併せて促進
- ◆学生等や保護者の方に奨学金制度を正しく理解し、安心して利用いただけるよう、「スカラシップアドバイザー」のオンライン版ガイダンスを配信

社会的な孤独・孤立対策について（厚生労働省関係）

厚生労働省では、地域におけるつながり強化に向けて、自殺防止、高齢者の介護予防・見守り、子どもの見守り、生活困窮者等への支援など、社会的孤立を防ぐための施策を各種行っており、新型コロナウイルス感染症の状況下においても、生きづらさや様々な悩みを抱える方々への支援とともに、人と人の「つながり」を守る取組を推進。

自殺防止

- ・自殺防止対策に係る相談支援の体制強化
- ・支援情報検索サイトの活用



生活困窮者等への支援

- ・自立相談支援機関等における包括的な支援



ひきこもり支援

- ・ひきこもり状態にある者や家族等への相談支援、居場所づくり等、状況に寄り添った支援



地域におけるつながり強化

(市町村における包括的な支援体制の整備)



高齢者の介護予防・見守り

- ・高齢者の通いの場の継続・再開
- ・地域支援事業における包括的支援事業



子どもの見守り

- ・支援対象児童等見守り強化事業
- ・子どもの生活・学習支援事業
- ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業



地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

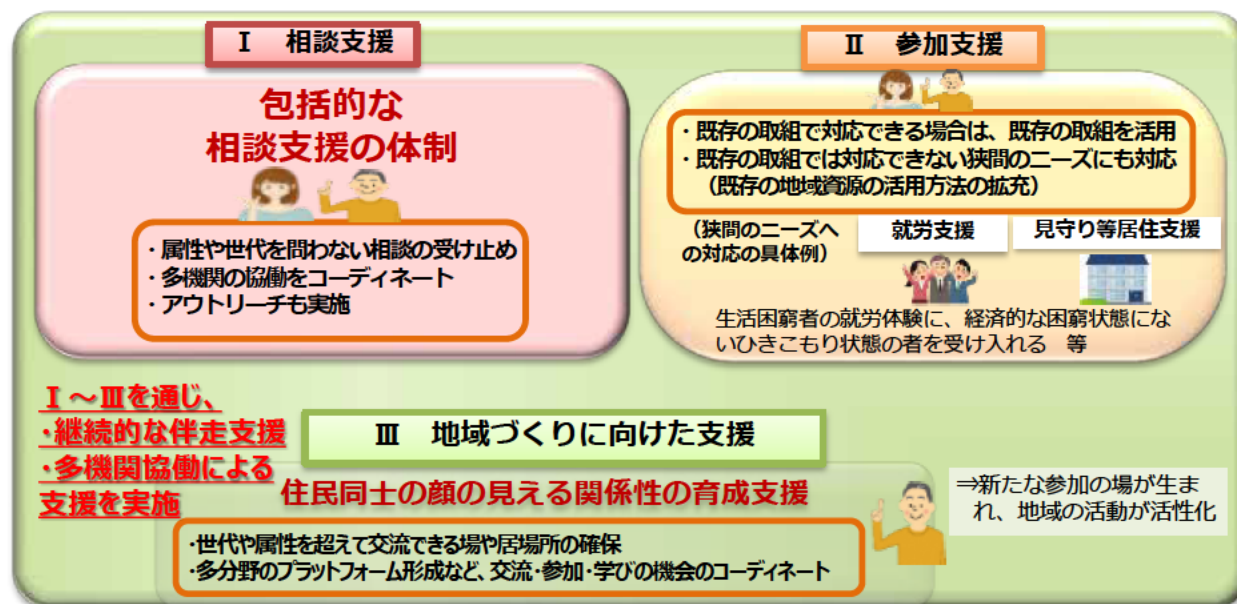
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

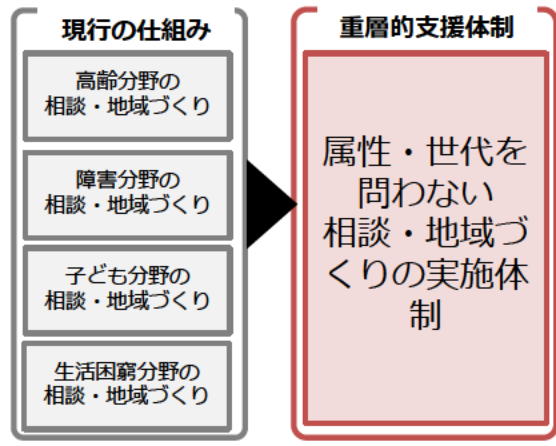
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業 (全国905福祉事務所設置自治体で 1,317機関(平成31年4月時点))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために
居住の確保が
必要な者

◆住居確保給付金の支給

国費 3 / 4

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に向けた準備
が必要な者

◆就労準備支援事業

国費 2 / 3

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を
必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が
一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の
確保が必要な者

◆一時生活支援事業

国費 2 / 3

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

家計再建支援

家計から生活
再建を考える者

◆家計改善支援事業

国費 1 / 2, 2 / 3

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

子ども支援

貧困の連鎖の
防止

◆子どもの学習・生活支援事業

国費 1 / 2

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

生活困窮者等の住まい対策の推進

事業概要

令和2年度 第二次補正予算案: 26億円

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

事業内容

今般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における居住支援体制を強化する。

※ 住居喪失者など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した居住支援を行う。

【支援内容(例)】

①入居に当たっての支援

- ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
- ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
- ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等

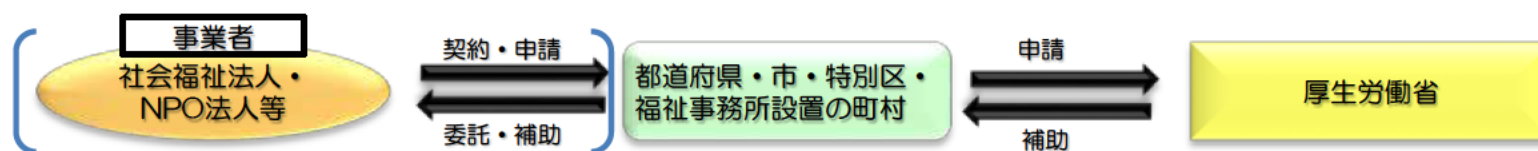
②安定的な居住のための支援

- ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
- ・ 安定した居住を継続するための助言 等

【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方

補助スキーム等



(1)実施主体: 都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能)

(2)補助率: 国3/4、自治体1/4

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

令和3年度予算案 34億円(令和2年度33億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	27.8億円 (26.3億円)
調査研究等業務交付金	4.4億円 (4.4億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.3億円 (1.3億円)
その他(本省費)	94百万円 (96百万円)

※令和2年度第三次補正予算額

※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 140億円の内数

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進(令和3年度:27.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。
- コロナ禍において、自殺防止対策に取り組む民間団体に対して、電話やSNSを活用した相談事業等に継続的な支援を行う。

2. 指定調査研究等法人機能への確保等(令和3年度:6.6億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。

3. 自殺防止対策に係る相談支援の体制強化(令和2年度第三次補正:140億の内数)

- コロナ禍において自治体が行う、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。
- 自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。

SNS等の相談から、地域におけるネットワークを活用した包括的な支援



対面、電話、SNSを活用した相談体制の拡充、人材養成の強化



生きることの包括的支援のためのSNS相談事業等の拡充

令和2年度一次補正予算:2.7億円

【施策の目的】

新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため、生きることの包括的支援を行う。

【施策の概要】

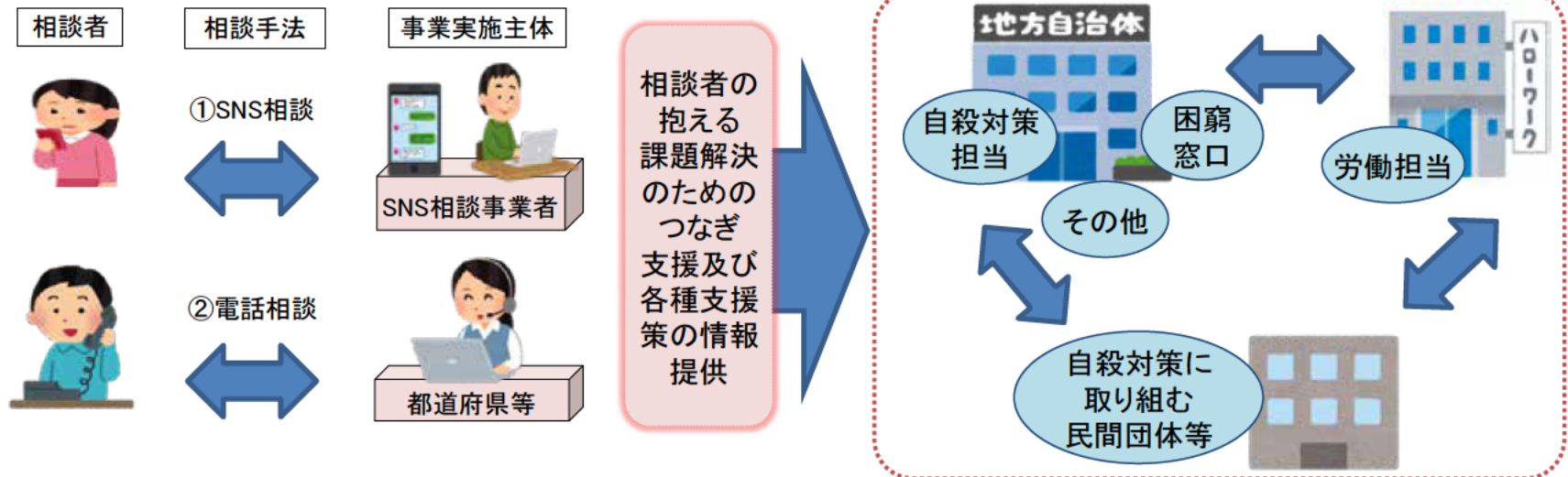
生きることの包括的支援として、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える国民に対して、民間団体がやっているSNSを活用した相談及び都道府県等が行っている電話相談等の支援体制を拡充する。

【施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等】

○ 実施主体:民間団体、都道府県、市町村 ○ 補助率:1/2、2/3、10/10

○ 対象者:新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方

○ 相談事業実施の流れ



自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援

【施策の目的】

令和2年度 第二次補正予算:8.7億円

新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため、自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援を行う。

【施策の概要】

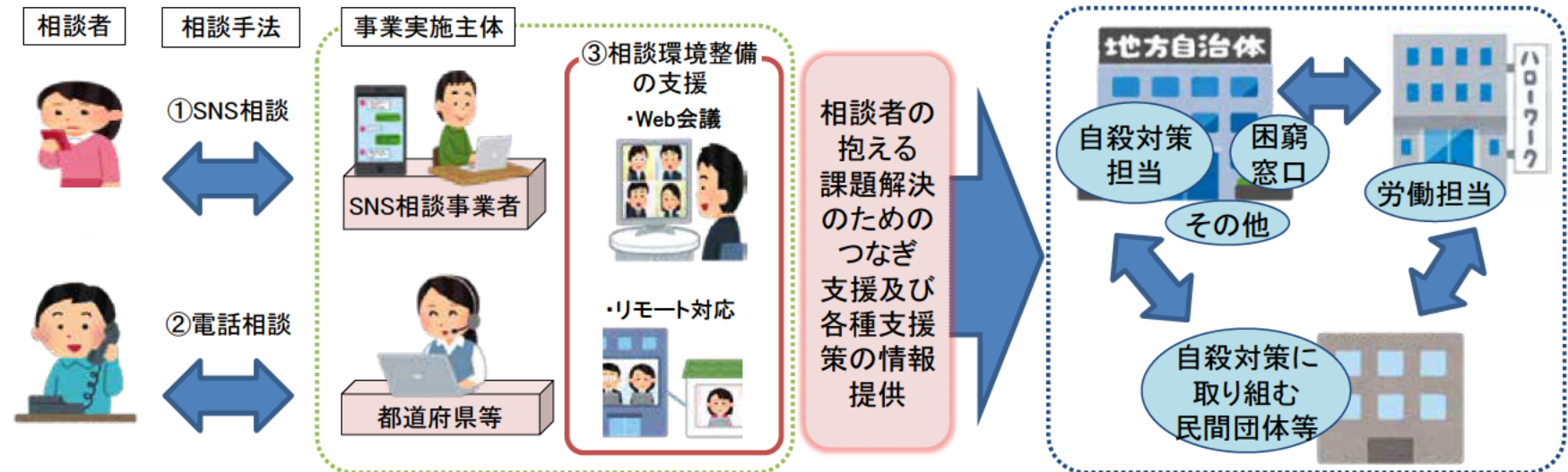
自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援として、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える国民に対して、民間団体が行っているSNSを活用した相談及び都道府県等が行っている電話相談等の支援体制を拡充するとともに、リモートワークなど在宅での相談体制や、相談ブースの隔離等の相談環境の整備等に向けた支援を行う。

【施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等】

○ 実施主体:民間団体、都道府県、市町村 ○ 補助率:10/10、1/2、2/3

○ 対象者:新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方

○ 相談事業実施の流れ



新型コロナウイルス感染症の影響による自殺防止対策の強化

令和2年度 第三次補正予算額

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、都道府県等が行う自殺を未然に防止するための対策を強化する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方に対して、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。また、自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。

【事業内容】

1. 相談体制の拡充

○電話・SNS相談

・行政機関が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化と相談者の状況に応じた支援情報の提供



○対面相談:関係行政機関において、専門性を活かした相談など、自殺予防関連の相談会の開催等の体制を強化



2. 相談員等の養成及び質の確保

○対面、電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成と育成



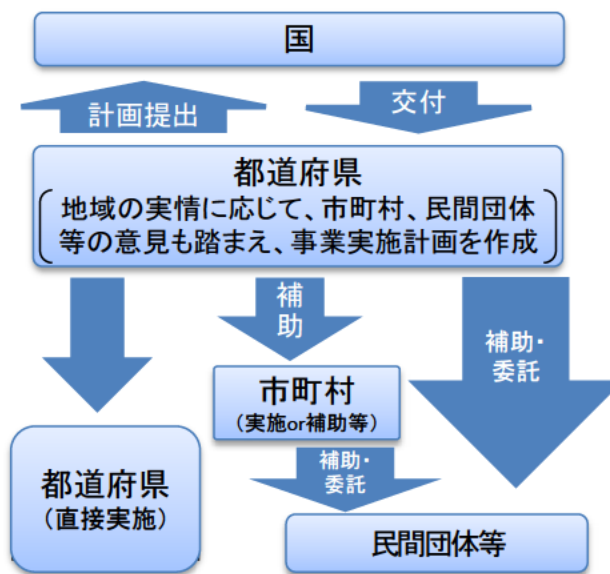
3. 自殺防止対策の情報発信の強化

○自殺リスクを抱えた方に必要となる支援情報や自殺相談窓口等に関する積極的な周知

【事業スキーム】

○ 実施主体: 都道府県

○ 補助率: 国 3/4



支援情報検索サイトの利用方法



悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索することができるサイトです。

① 支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

② 知りたい情報を選びます。



③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

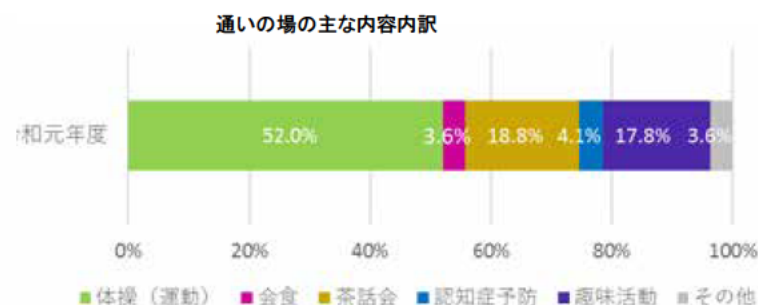
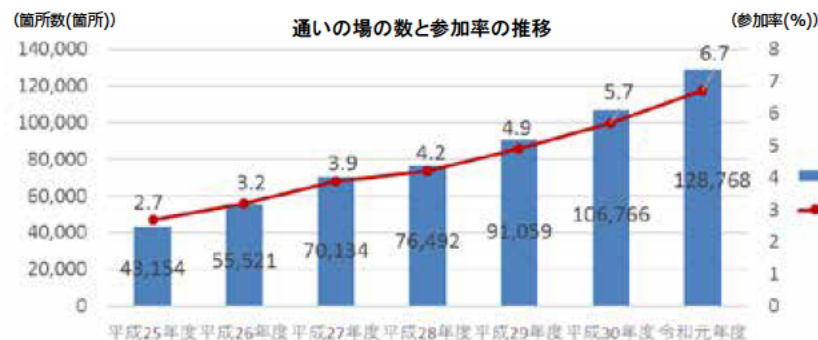
※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。



イラスト：細川翼々

住民主体の通いの場等（地域介護予防活動支援事業）

- 住民主体の通いの場の取組について、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業の中で推進
- 通いの場の数や参加率は増加・上昇傾向にあり、取組内容としては体操、茶話会、趣味活動の順で多い。



(参考) 事業の位置づけ：介護予防・日常生活支援総合事業

○ 介護予防・生活支援サービス事業

○ 一般介護予防事業

・ 地域介護予防活動支援事業

・ 地域リハビリテーション活動支援事業 等

【財源構成】

国：25%、都道府県：12.5%、市町村12.5%
1号保険料：23%、2号保険料：27%

(介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況(令和元年度実施分)に関する調査)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進

- 令和3年1月7日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（再徹底）」において、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針で、「外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保」のため、適切な支援を行うとされたこと、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症による通いの場の取組状況や高齢者の心身への状況に関する調査で、外出機会の減少等の状況等がみられたこと
 等を踏まえ、**感染拡大に配慮した介護予防・見守り等の取組の再徹底を依頼。**
- 令和3年1月29日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）」において、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部で示された「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」で、「地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化」を図ることとされたこと
 等を踏まえ、**各自治体等における実際の見守りに関する取組事例や、介護予防と見守りを組み合わせた取組事例を収集し、周知。**

＜地域包括支援センター等による見守りに関する取組事例＞

② 三重県玉城町の取組【地域包括支援センターと民生委員等が連携した見守り】

1 取組概要

- 民生委員が、有志の住民による手作りマスク、消費者被害防止に関するチラシ等を配布しながら、一人暮らし高齢者宅を訪問して生活状況を把握。
- その後、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会において訪問結果を共有し、訪問できなかった方、訪問した方のうち支援が必要と考えられる方については、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員が訪問し、生活状況の確認や相談支援などの対応を行う。

2 実施者

- 地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員

3 対象者

- 75歳以上の一人暮らし高齢者

4 取組による効果

- 結果として専門的な支援を必要とする高齢者はいなかったが、普段つながっていない高齢者の生活状況を把握することができ、その場で見守りに役立っている。
- 経験の少ない民生委員の資力の向上、情報共有を通じて行政と民生委員との連携の強化につながっている。

【有志の住民による手作りマスク】

【配布したチラシ】

＜介護予防と見守りを組み合わせた取組事例＞

⑥ 埼玉県ときがわ町の取組【交流と体操を組み合わせたやすらぎビデオレター】

1 取組概要

- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、定期的に開催していた「やすらぎの場」など集合して行う取組を中止。
- 地域包括支援センターで作成した「家でできる健康体操」DVDを配布し活用いただく中で、「みんなの顔が見たい。寂しい。」「なかなかやる気にならない。」といった声があがってきた。
- そこで、保健師がやすらぎの場参加者宅に訪問し、感染症対策で取り組んでいることや、自宅で実践している運動などテーマを決めて1分程度話してもらい、やすらぎの場参加者のビデオメッセージを作成。
- 動画の公開に保健師による介護予防体操・脳トレを差し込み、動画をしながら体操を動かすことができるよう工夫。配布の際に感想を伺い、次回のテーマや内容を決定している。

2 実施者

- 町、地域包括支援センター

3 対象者

- 一般介護予防事業「やすらぎの場」参加者

4 取組による効果

- 参加者同士のつながりを感じてもらうことで、孤立感の軽減を図り、運動意欲の向上につながっている。

【取組の様子】

介護予防に関する新型コロナウイルス感染症への主な対応（広報）

- 高齢者が居宅で健康に過ごすための情報や、新型コロナウイルス感染症に配慮して通いの場の取組を実施するための留意事項などを整理した、特設WEBサイト（令和2年7月開設）の開設
※ 今後、コンテンツの更なる充実や新聞とテレビを活用した広報を予定
- 都道府県や市町村へポスター・リーフレット・DVD（動画）を配布（令和2年12月）
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進するために、自治体等の取組事例を周知（令和3年1月）



主なコンテンツ

<感染予防や居宅で健康に過ごすためのポイント>



<通いの場再開の留意点>



<ご当地体操マップ>

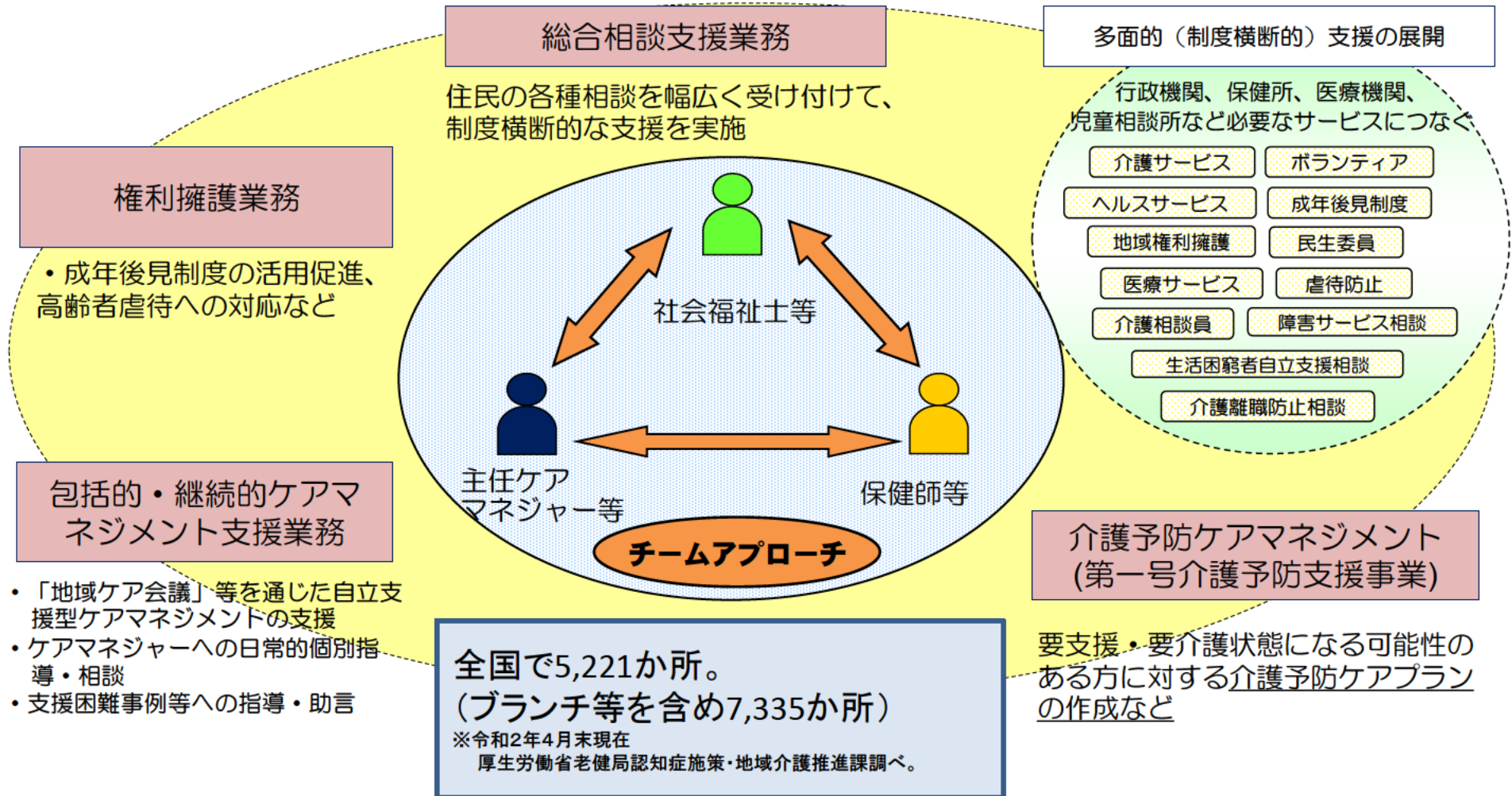


<動画・ポスター等>



地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

1 か所当たり：9,723千円

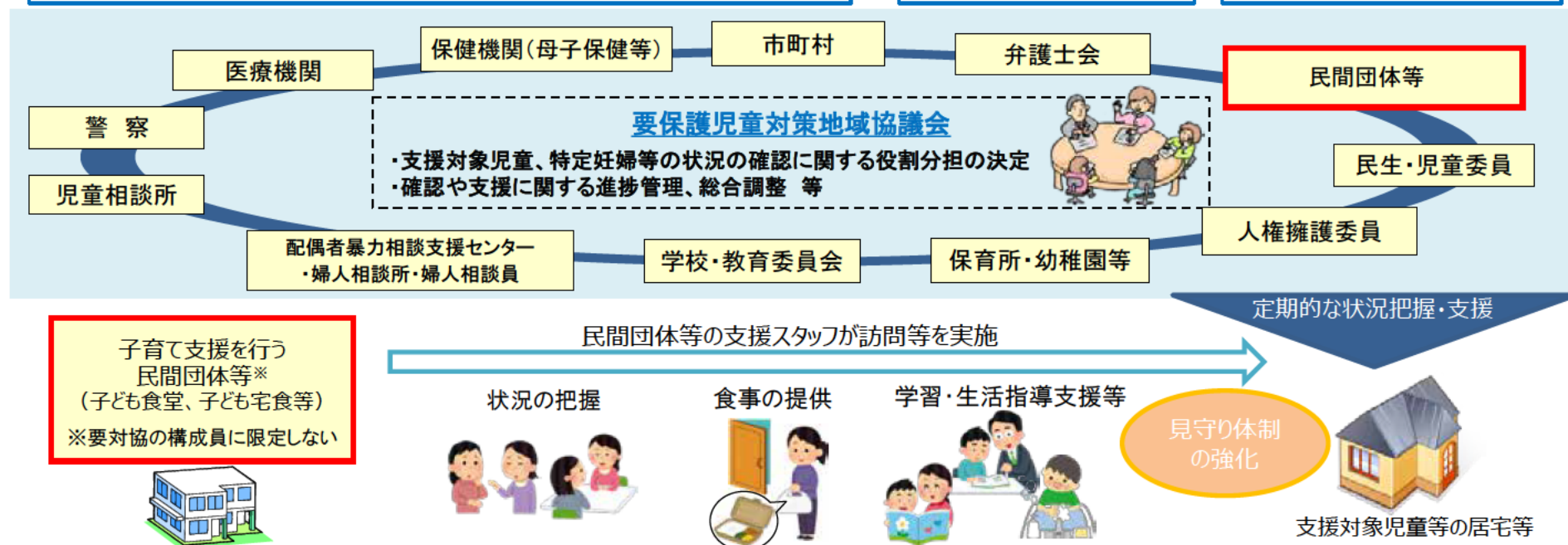
※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目 的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。（食材費は、実費徴収可）
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【令和2年度予算】母子家庭等対策総合支援事業（132億円）の内数
【H30実績（延べ利用人数）】258,703人

＜実施場所＞
児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
（学生・教員OB等）

＜支援の内容（例）＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等

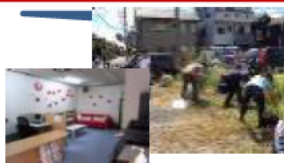


教育及び就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）



若年被害女性等支援事業【拡充】

令和3年度予算案213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

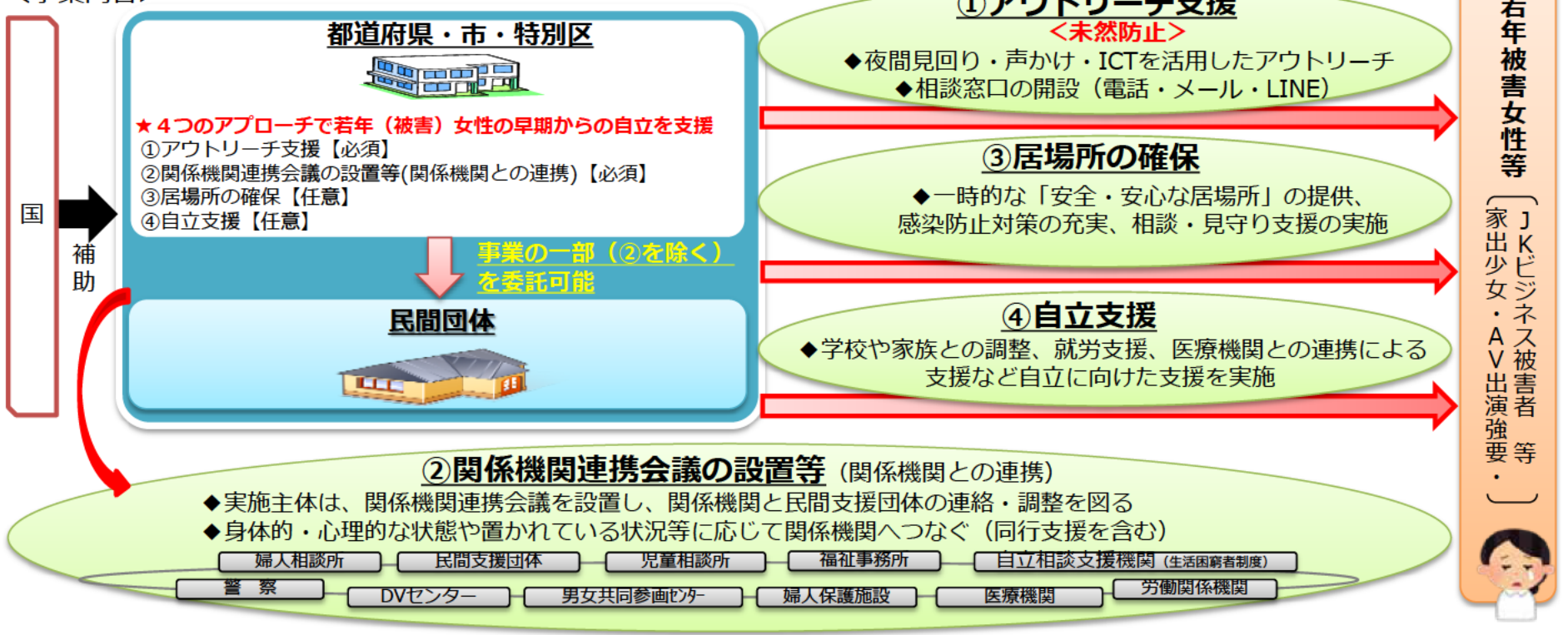
- ◆ モデル事業として実施してきた当該事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行し、事業の推進を図る。

＜主な拡充内容等＞

- 性被害等の未然防止を図る観点から、アウトリーチや相談支援に対応する職員を増員するとともに、ICTを活用したアウトリーチに要する経費を計上し、取組を強化
- 性被害によるトラウマのケアや感染症検査等について医療機関との連携による若年女性への支援の実施
- より安全・安心な居場所の提供に向けて、感染防止対策を図った上で、夜間における相談、見守り支援を行う支援員を配置
- SNS等による相談支援において、被害女性居住市町村との広域的な連携を充実させるため、調整旅費を拡充
- 本格実施に伴い、補助率を国10/10 → 国1/2、都道府県・市・特別区1/2に変更

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区 ＜補助率＞ 国1/2、実施主体1/2 ＜1か所当たりの補助基準額案＞ 26,743千円（①～④全て実施）

＜事業内容＞



ひきこもり支援施策の全体像

市町村域

生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

- 相談者の相談内容に応じて、継続的な支援（プラン作成）を行うとともに、適切な関係機関へつなぐ。
- 相談内容ごとに適切な判断をする「司令塔」として、多くの関係機関との連携を図っておくことが重要。
- アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

就労準備支援事業

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等を実施。
- 就労準備支援等の実施体制の整備促進
- 就労支援の機能強化

ひきこもりに特化した事業

ひきこもりサポート事業

- ひきこもりの状態にある本人、家族からの相談を受けて、訪問による支援や専門機関への紹介等を行う。
- ひきこもりの居場所づくり、ひきこもり施策情報の発信を行う。
- 中高年をはじめ当事者個々が参加しやすい居場所づくり、就労に限らない多様な社会参加、家族に対する相談や講習会等の開催
- 調査研究や広報の実施

★ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援

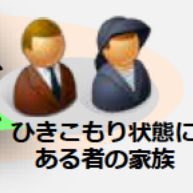
- ★SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援を行う。

【令和2年度第三次補正予算案】



アウトリーチ

来所・電話相談



家族会・当事者会

ハローワーク

サポステ

自立相談支援機関

社会福祉法人

NPO法人

企業、商店

市町村プラットフォーム

※その他の連携先：社会福祉協議会、民生委員、保健センター等

チームによる支援

来所・電話相談

都道府県（指定都市）域

ひきこもり地域支援センター



ひきこもり支援コーディネーター
多職種チーム

ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターが、関係機関と連携して訪問支援を行うことにより早期に適切な機関につなぐ
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- 法律、医療、心理、就労等の多職種から構成されるチームの設置

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもりの経験者（ピアサポーター）を含む「ひきこもりサポーター」を養成し、訪問による支援等を行う。
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

国

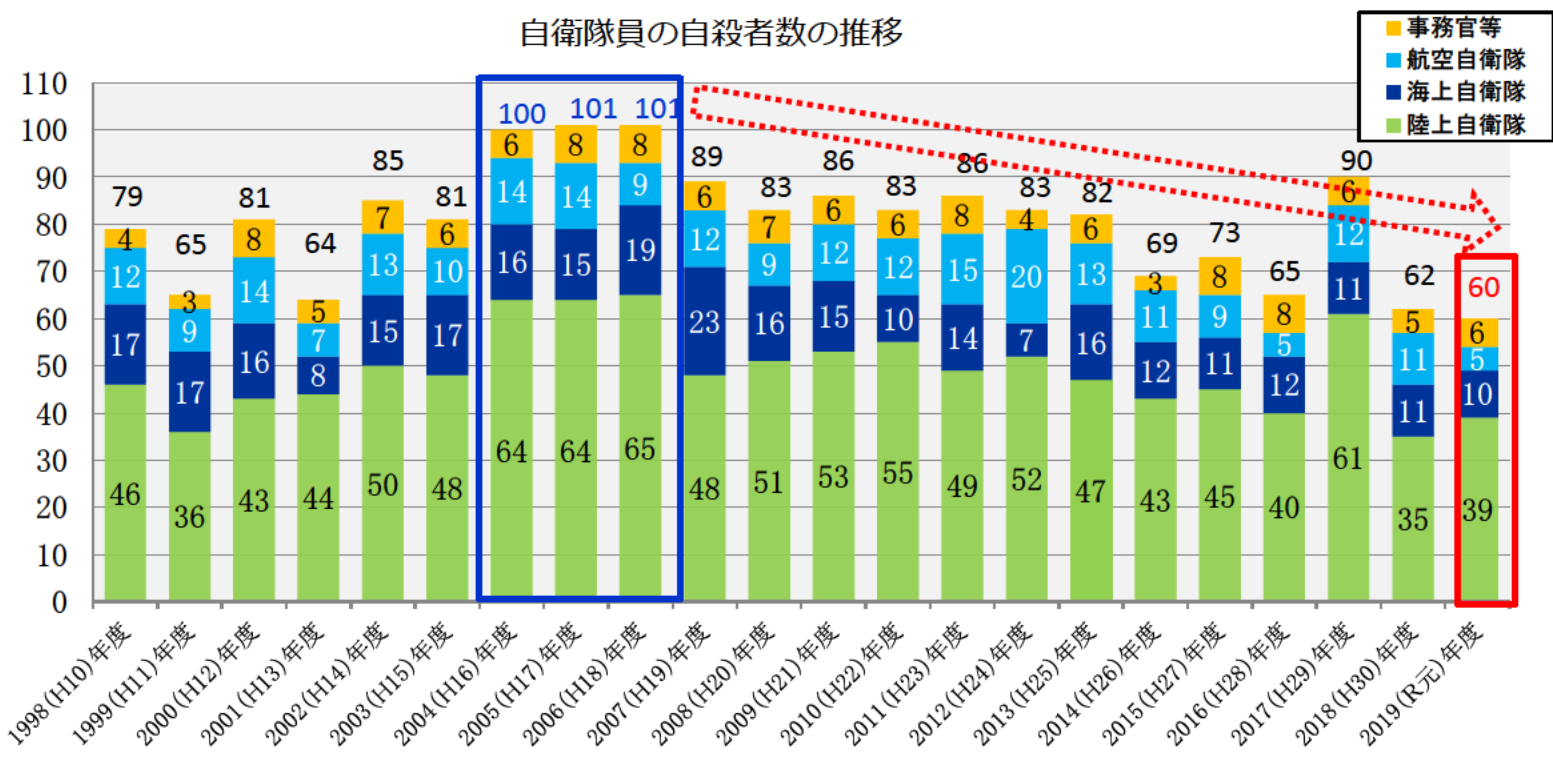
★普及啓発と情報発信

- ★ひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図り、当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進

自衛隊員の自殺事故防止・メンタルヘルス関連施策 (1/2)

令和3年3月
防衛省

自衛隊員の自殺者数は、平成16～18年度は100人以上であったが、平成19年度以降は、緩やかな減少傾向。しかしながら、依然として、60人程の貴重な隊員の命が自殺により失われている。



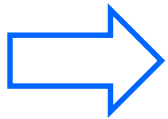
防衛省自殺事故防止対策本部（本部長：大臣政務官）を設置し、部外の専門家の協力も得ながら、自殺の要因分析と対策の検討を実施

自衛隊員の自殺事故防止・メンタルヘルス関連施策 (2/2)

- ✓ 部外の専門家との意見交換（平成31年4月）において、

「自衛官は、一般の方と比較し、困ったときに助けを求める態度に出られない」

との指摘



- 令和元年秋のメンタルヘルス施策強化期間において、

苦しいときに助けを求めることは能力であり、

援助希求できる人ほど自己管理能力が高い

ということを認識させる教育を開始

さらに、以下のような対策も実施

- カウンセリングに対する心理的な抵抗を減らすため、隊員に、**実際に**

カウンセリングを体験させる

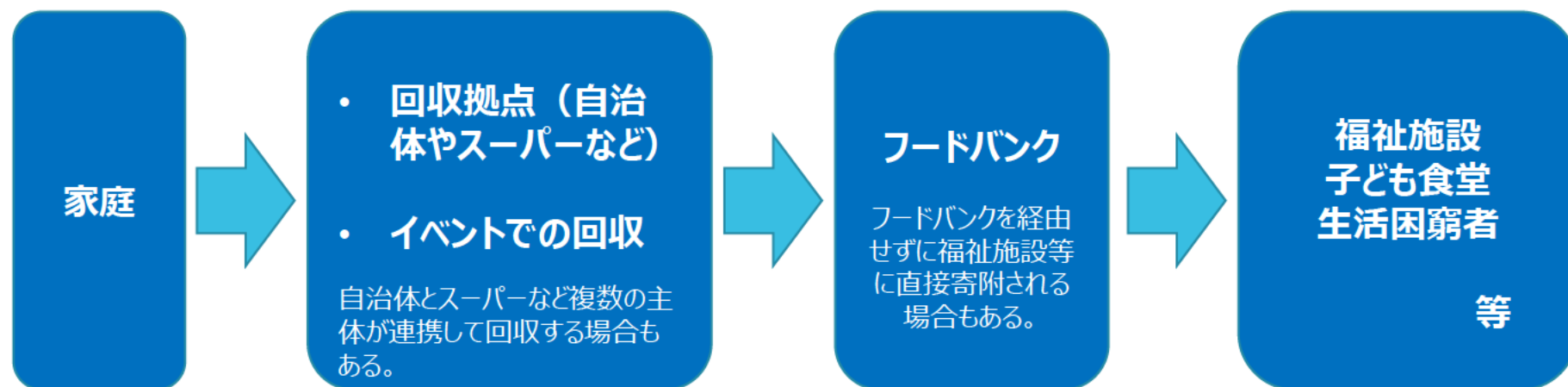
- 若年層のコミュニケーション手段がSNSに移行していることを踏ま

え、**LINEによる相談窓口を設置**（令和2年2月に試行的に実施）

フードドライブの現状と課題

- **フードドライブ**とは、家庭で余っている食べ物を回収拠点（自治体やスーパーなど）に持ち寄ったり、イベントなどで回収し、それらをフードバンクを通じるなどして、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者等へ寄付する活動。
- **近年、全国的に拡大**している。
- 他方、**回収された食品の配送や分配作業に苦勞**しているという課題がある。

フードドライブの流れ（イメージ図）



課題

- スーパーなどの企業や自治体などが、家庭からの食品寄付の受取窓口を設置するなど取り組んでいるものの、回収された食品の配送や分配作業に苦勞しているとの声がある。
 - 食糧のフードバンクへの配送やフードバンクなどから福祉施設等への配送の担い手とコスト
 - 遠方の福祉施設等になるほど配送の費用が増加するため食糧の分配が行き届かない
 - 回収された食糧について福祉施設等でのニーズ（食品の量や種類）とのマッチングの手間 など

孤独・孤立対策に関する現状と課題

- 避難生活の長期化に伴う健康面の課題や災害公営住宅での新たな生活の定着に向けた課題等に対応するため、復興のステージに応じた切れ目ない支援が必要
- 災害公営住宅に転居された方の中には一人暮らしとなった高齢者がすくなくなく、孤独死を防止するためにも、日頃からの孤立防止やコミュニティづくりが重要

孤独・孤立防止に資する主な施策

関係予算：被災者支援総合交付金（令和3年度予算案125億円）

コミュニティ形成支援事業

災害公営住宅等における住民同士のコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、**コミュニティづくりに資する自治体の取組を支援**

- ・コミュニティ活動の支援人材の配置
- ・災害公営住宅等における自治会の立ち上げ・活動
- ・地域住民との交流会の開催 等

＜災害公営住宅における自治会の設立状況＞

(R3年2月)

岩手県：183団地のうち169団地で自治会設立（約92%）

宮城県：295地区のうち290地区で自治会設立（約98%）

福島県：143団地のうち、108団地で自治会設立（約76%）

被災者見守り・相談支援事業

被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、応急仮設住宅や災害公営住宅等への巡回訪問等による**被災者の見守り・相談支援**を実施

＜被災者見守り・相談支援事業の支援対象世帯数＞

H28：62,395

H29：55,115

H30：45,754

R1：41,862

「心の復興」事業

被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、**他者とのつながりや、生きがい**を持って生活することに資する自治体やNPO等の支援団体の活動を支援

（例）

- ・農作業を行い、収穫物で地域住民との交流会を開催
- ・まちづくりのイメージを作成するワークショップの実施
- ・手作りグッズの制作活動

＜心の復興事業の参加者数＞

H28：56,482

H29：64,031

H30：68,068

R1：41,887

※ このほか、被災者の心のケア支援事業等を実施

今後の方向性

- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）に基づき、**コミュニティ形成や心の復興、見守り・相談支援等の取組については引き続き対応が必要**なことから、**事業の進捗に応じた支援を継続**する。

孤独・孤立対策に関する施策について

令和3年3月12日
総務省

孤独・孤立対策に資する総務省の主な取組

地域全体のつながり強化に資する施策

- 地域おこし協力隊及び集落支援員の活用
- 地域づくりの担い手となる地域外の関係人口の創出・拡大
- 地域課題の解決に取り組む地域運営組織等への支援 等

SNS・インターネットに係る自殺防止対策に資する施策

- SNS事業者等による自殺対策の取組支援
- インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ 等

個別施策の概要 (参考)

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体**：地方公共団体

○**活動期間**：概ね1年以上3年以下

○**地方財政措置**：

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり470万円上限

(報償費等270万円(※)、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり470万円の上限は変更しない。)

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

※ 令和3年度に限り、対象期間を最終年次又は任期終了2年以内へ延長

③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限

④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限

⑤ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限(プログラム作成等に要する経費)、1人・1日あたり1.2万円上限(活動に要する経費)

⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置(令和2年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ 令和6年度に8,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※H31.3末調査時点

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和元年度 専任の「集落支援員」の設置数 **1,741人** ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 **3,320人**

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 430万円** (令和3年度予定) ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
③集落における話し合いの実施に要する経費
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省

関係人口について

- **「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。**
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。**

関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる**ほか、**将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。

（第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋）

関係人口の取組例



＜宮崎県五ヶ瀬町（Rモデル事業）＞
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内育成



＜鳥取県鳥取市（Rモデル事業）＞
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕

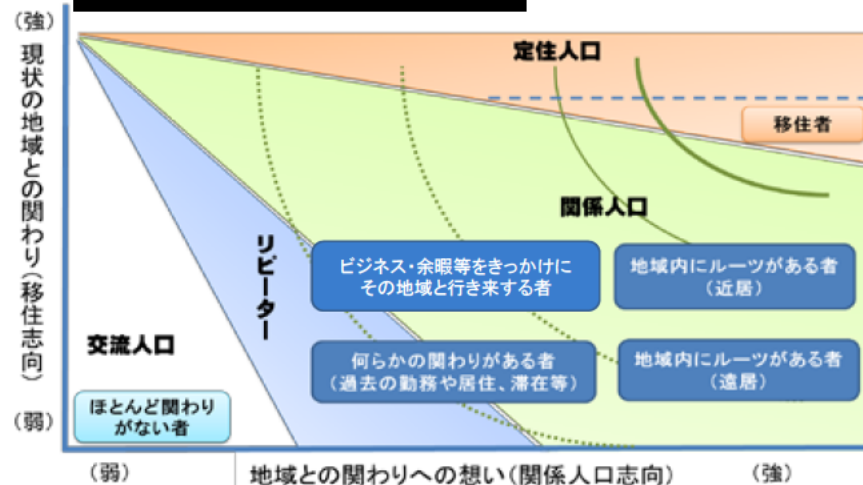


＜愛媛県西条市（H30モデル事業）＞
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



＜島根県邑南町（H30モデル事業）＞
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施

関係人口のイメージ



地域運営組織の取り組みに対する支援

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。（全国には概ね小学校区を単位に5, 236組織がある。）

地域運営組織に関する調査研究等

○地域運営組織に関する調査研究等

- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等



○実態把握調査

地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として、全国の地方公共団体及び地域運営組織を対象としたアンケート調査の実施

地域運営組織等に関する地方財政措置

1.地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくり【市町村】

（１）地域運営組織の運営支援

①運営支援に関する経費（運営交付金等）・・・普通交付税

（（２）と合計で標準団体で700万円）

②形成支援に関する経費（施設改修、ワークショップ開催等）・・・特別交付税

（措置率1/2・財政力補正）

（２）高齢者等の暮らしを守る取り組みへの支援

地域における住民同士の支え合いによる生活支援の取り組み（高齢者交流、声かけ見守り、買物支援、弁当配達、預かり保育、子ども食堂等）に係る所要の経費・・・普通交付税

※（１）①及び（２）において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を

上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる（措置率1/2・財政力補正）

2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に係る経費（研修、設備導入、販路開拓等）・・・特別交付税（措置率1/2・財政力補正）

地域運営組織の活動実態とK P I

活動実態（令和元年度 総務省調査（全市区町村対象 1,694市区町村回答））

- 組織数： 令和元年度の組織数は全国で5,236組織あり、平成30年度（4,787組織）から449組織増加（9.4%増）
また、地域運営組織が形成されている市区町村は742市区町村あり、平成30年度（711市区町村）から31市区町村増加（4.4%増）

■：地域運営組織の形成数の推移

年度	H28	H29	H30	R1
形成数（組織）	3,071	4,177	4,787	5,236

- 組織形態： 法人格を持たない任意団体が約87%、次いでNPO法人が約5%
- 活動拠点： 活動拠点を有している組織が約90%、このうち約70%が公共施設を使用
- 活動内容： 高齢者交流サービス（50.9%）、声かけ・見守りサービス（41.2%）、体験交流事業（34.4%）、
（複数回答） 公的施設の維持管理（26.7%）など多様
- 収入： 生活支援などの自主事業の実施等による収入（※）の確保に取り組む地域運営組織の割合:46.1%
※会費、補助金、寄付金等以外の収入
- 課題： 人材（担い手、リーダー、事務局）の不足、活動資金の不足、地域住民の当事者意識の不足など

『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』（令和元年12月20日閣議決定）重要業績評価指標（KPI）

- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：7,000団体（2024年度）
- 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合：60%（2024年度）

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記①+②併用事業(+1,500万円)

- 令和3年度予算案 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

②過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和3年度予算案 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)

③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和3年度予算案 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

④過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和3年度予算案 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)

○「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

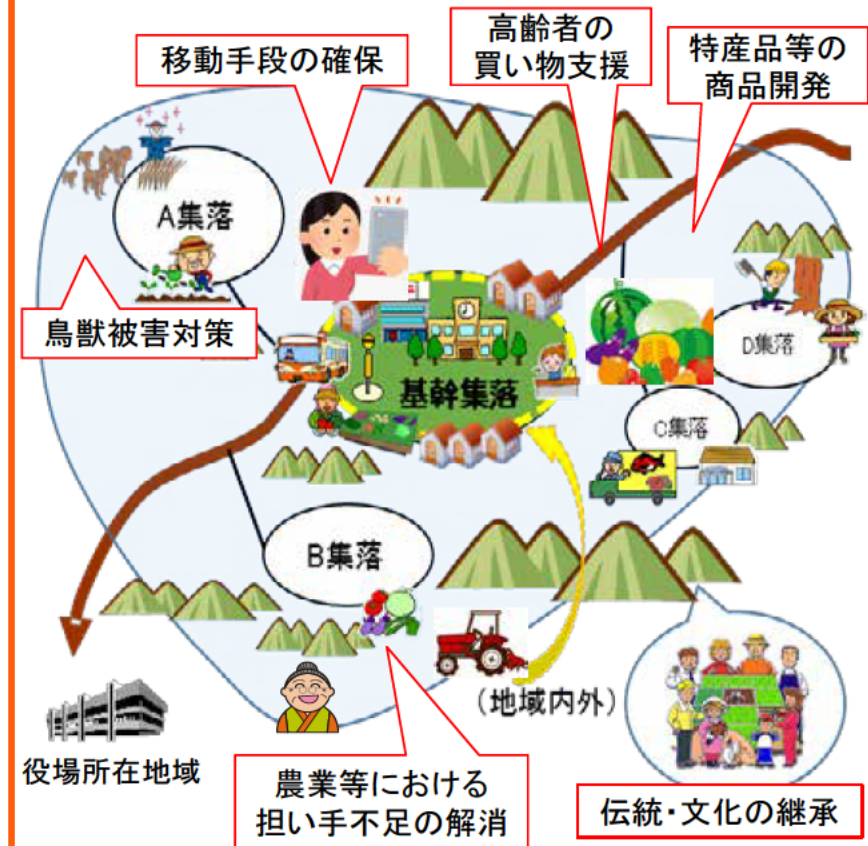
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

総務省におけるSNS事業者等による自殺対策の取組支援

自殺関連情報への対応

- 事業者団体が策定する「契約約款モデル条項」において、自殺誘引情報等を禁止行為として規定。
- 平成29年11月・12月に、事業者団体に対して、加盟事業者に対し、自殺関連情報への対応の徹底を周知すること等の要請を実施。

事業者とNPO法人をつなぐ場の開催

- 関係省庁とともに検索事業者やSNS事業者と自殺対策に取り組むNPO法人をつなぐ場を開催
- ⇒ 検索事業者・SNS事業者と、自殺対策に取り組むNPO法人の間で取組紹介や意見交換を実施

NPO法人: OVA、自殺対策支援センター、ライフリンク、BONDプロジェクト、Light Ring。
SNS事業者: グリー、Facebook Japan、LINE
検索事業者: NTTレゾナント、グーグル、日本マイクロソフト、ヤフー
関係省庁: 内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

若者等への教育啓発

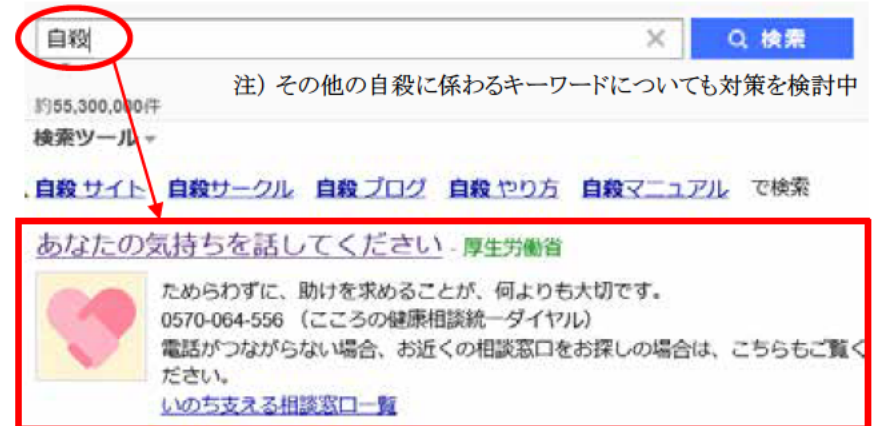
- e-ネットキャラバンの講座において、自殺誘引情報等の書込みは利用規約等に違反することを伝えていくなど、SNS等の適正利用を促進

注) e-ネットキャラバン: 青少年・保護者等に対する学校等の現場での「出前講座」

SNS/検索サービスによる相談窓口の案内

- 自殺のリスクのある若者に支援の手が届くよう、自殺願望を表す用語で検索をした場合などに適切な相談窓口につなげる取組が重要
- ⇒ 相談窓口を案内する取組の実施を関係省庁とともに事業者に要請(注)

注) 要請先事業者: 検索事業者(平成29年11月22日)、SNS事業者(11月30日)
要請した関係省庁: 総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省



相談窓口の連携強化

- 違法・有害情報相談センター(総務省設置の相談機関)において、自殺誘引情報などの相談についてはインターネット・ホットラインセンター(警察庁設置の通報機関)への通報を案内するなど連携を強化。

今後、孤独・孤立の問題や更なる自殺防止対策に対応していく観点から、SNS事業者・検索事業者、内閣官房・厚労省・文部科学省等と協力し、官民連携の「ソーシャルメディアの活用に関するタスクフォース」を設置予定

「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要

- 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、2020年9月に「政策パッケージ」を公表。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウントビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ今年度中に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【今年度中に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、引き続き検討【2020年12月最終とりまとめ公表済】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、省令改正ほか、必要に応じて法改正を視野に、引き続き検討【2020年12月最終とりまとめ公表済】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に係る民間の取組を支援【継続的に実施中】

4. 相談対応の充実にに向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【今年度中に準備、来年度から実施】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】

法務省における孤独・孤立対策に関する施策の現状と課題

法務省

現 状

再犯の防止等に関する施策

- ・ 犯罪をした者等が地域社会において孤立することがないよう、地方公共団体による再犯防止の取組を推進している。
- ・ 関係機関等と連携を図りながら、地域の非行・犯罪防止や青少年の健全育成等を通じて、悩みを抱える保護者や本人等が社会から孤立しないよう心理的援助を実施している。
- ・ 刑務所出所者等を対象として、民間の更生保護施設等による宿泊場所や食事の提供、協力雇用主等と連携した就労支援対策を実施している。
- ・ 保護観察・医療観察対象者に対し、社会的孤立による再犯等を防ぐ支援を実施している。
- ・ 民間ボランティアの保護司が、保護観察所と協働して刑務所出所者等の支援を実施している。

人権擁護に関する施策

- ・ 法務省の人権擁護機関では、いじめや虐待、ハラスメントを始め、孤独・孤立問題に関連するものを含め、様々な人権問題についての相談を受け付けている。

外国人との共生に関する施策

- ・ 外国人との共生社会の実現のため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、①行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備等の暮らしやすい地域社会づくり、②円滑なコミュニケーションの実現のための日本語教育の充実、③外国人の子供の就学機会の確保に係る対策等を推進している。

課 題

- ・ より多くの地方公共団体において、実効的な再犯防止の取組が実施されるよう、国による更なる支援
 - ・ 心理的援助の実施に当たり、専門的技術や知識の維持・向上を継続し、悩みを抱える保護者や本人等が相談しやすい環境整備
 - ・ 更生保護施設退所後の孤立を防止するための相談支援などの息の長い支援や、早期離職を防止するための職場定着支援等の充実強化
 - ・ 医療等の知見を踏まえた居場所確保や関係機関と連携した支援体制の構築
 - ・ 保護司確保のため、負担軽減や活動環境整備等、国による手厚い支援
- 悩みを抱えた方に対する人権相談窓口の効果的な周知広報



- ・ 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化の一層の推進
- ・ 一元的相談窓口等における通訳等の体制の充実
- ・ 共生社会を支える専門的な支援人材の育成
- ・ 日常生活、社会生活に必要な日本語教育の推進
- ・ 在留外国人を支援するため民間団体との緊密な連携

1 在外邦人に対するきめ細かい支援

各在外公館の領事が邦人からの様々な相談に応じ、解決方法について一緒に考えたり、日本の家族への連絡を支援するなどして、問題の解決を図る。

2 困窮邦人等対策

「国援法」(注)に基づき、困窮状態に陥り、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない邦人に帰国費用を貸し付けるもの。

(注)国援法:「国の援助等を必要する帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」

【課題】 帰国後の移動や滞在・生活保護受給等、日本における生活面の支援。

3 海外邦人精神障害対策

海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現地において精神医療専門家の支援を得るもの。現在、4公館(英・仏・韓・NY総)にて、精神科顧問医との契約を行っている。

【課題】 強制退去させられた精神障害者の国内での受け入れ先の確保。

農林水産省の孤独・孤立対策に関する施策の現状と課題

農林水産省としては、農林水産業や食品産業、農山漁村、食に関する観点から、孤独・孤立対策に向けて積極的に貢献できるよう、関係省庁と連携し、現場のニーズを踏まえながら取り組む。

現 状

「生活困窮者支援」に関連する施策

- 生活困窮者など支援を必要とする人々に、企業等から寄附を受けた食品を提供する「フードバンク」の活動に対する支援を実施

「子どもの見守り」に関連する施策

- 政府備蓄米の無償交付について、従来の学校給食用に加え、食育の一環として子ども食堂（昨年5月から）、子ども宅食（本年2月から）に対して提供
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農林水産物を、学校給食・子ども食堂等に食材として提供する取組を支援
- 地域における共食の場の提供への支援を実施

「地域全体のつながり強化」に関連する施策

- 農林水産業と福祉を連携させる農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の雇用・就労機会を創出する取組等を支援

課 題

「生活困窮者支援」に関連する施策

- フードバンクの支援ニーズの増加に対応するためには、食品の受入・提供体制（運搬・保管等）の強化が課題
- 新型コロナ感染拡大防止のため、地域における共食の自粛が続いており、自宅等まで食品を届ける仕組みが重要となっている。

「子どもの見守り」に関連する施策

- 政府備蓄米の無償交付について、令和3年度も支援を求められている
- コロナの影響を受けている農林水産物と、子ども食堂等が必要とする食材のマッチング
- 支援を必要とする子ども食堂等に対する十分な情報提供（厚労省を通じて担当窓口を周知）

「地域全体のつながり強化」に関連する施策

- 農福・林福・水福連携の取組自体や、そのメリットの十分な理解等の認知度向上
- 関心はあっても具体的に踏み出しにくい状況であることから、農林水産業側と福祉施設等側の相互のニーズを結び付ける仕組みの構築が課題

孤独・孤立対策に資する 経済産業省関係の取組について

令和3年3月12日

経済産業省

孤独・孤立対策に資する取組概要

- 孤独・孤立等の社会課題を、ビジネスを通じて解決を目指す事業者等に対して、ビジネスコンテストや実証事業といった環境整備を実施。

【孤独・孤立対策に資する取組の例】

見守りサービス

オクタ

【OQTA株式会社】

- 離れて暮らす家族に対して、スマホアプリを使って「愛情鳩時計」を鳴らし、言葉を使わず、愛情を通知する見守りサービス。
- 経済産業省が毎年実施しているヘルスケア分野の社会的課題解決に挑戦する優れた企業等を表彰するビジネスコンテスト「**ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト**」の2018年優秀賞獲得。

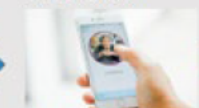
①朝の通勤時、
田舎の母のことを思い出した



④母は「誰かが思ってくれた」と
気づくことで「心」が満たされる



②専用のスマートフォンアプリの
アイコンをタップ



③ネットに繋がった鳩時計が
「愛情」を音で知らせてくれる



教育サービス

【NPO法人カタリバ】

- オンラインとリアルで行う学習・体験活動の仕組み作り。
- 廃校となった小学校で、対面での居場所支援、家庭へのアウトリーチ。
- ICTを活用し、行政・学校・家庭と連携しながら、**不登校の児童生徒に伴走**。



高齢者の移動・活動支援

【電動車いす実証】

- シニア層の交通の安全と生活に必要な移動手段の確保の両立をはかり、**外出及びコミュニティ参加を促す**。
- そのため、都市部や中山間地域を含む様々な地域での実証や広報活動を実施し、**電動車いすの魅力的な活用・安全な利用を周知**。



●公営住宅

公営住宅は、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で供給されるもの。

- 地方公共団体は、公営住宅を建設（又は民間住宅を買取り・借上げ）して管理（ストック数：約215万戸(H30年度末)）
- 整備費（全体工事費の原則50%）、家賃低廉化（近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額の原則50%）を国が助成。

- 入居者資格：①入居収入基準：月収25万9千円(収入分位50%)を上限に、政令で規定する基準(月収15万8千円(収入分位25%))を参酌し、条例で設定
②住宅困窮要件：現に住宅に困窮していることが明らか
- 原則として、入居者を公募。
- 家賃は、入居者の家賃負担能力と個々の住宅からの便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき、地方公共団体が決定

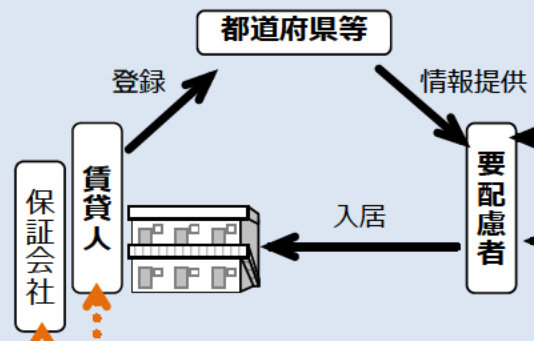
●住宅セーフティネット制度

① 要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度

○登録基準

- ・要配慮者の入居を拒まないこと
- ・面積：原則25㎡以上
- ・地方公共団体が強化・緩和可能

登録戸数：302,341戸（R3年2月末時点）
申請済戸数：487,865戸（R3年2月末時点）



② マッチング・入居支援

居住支援協議会

不動産関係団体

宅地建物取引業者
賃貸住宅管理業者、家主等

居住支援団体

居住支援法人、社会福祉法人、NPO等

地方公共団体

(住宅部局・福祉部局)

入居
支援等

居住
支援
法人

③ 国と地方公共団体等による経済的支援

賃貸人等への支援

居住支援活動への支援

○改修費補助

- ・補助対象工事：
①シェアハウス化
②バリアフリー化
③子育て世帯対応
④新たな日常対応
⑤耐震化

等の工事

○家賃低廉化補助

- ・対象世帯：月収15.8万円以下の世帯
- ・補助限度額：4～8万円/月（国・地方計）
- ・補助期間：原則10年以内

○家賃債務保証料補助

- ・対象費用：家賃債務保証料
- ・補助限度額：6万円（国・地方計）

○居住支援活動補助

- ・対象：居住支援法人居住支援協議会等
- ・補助対象費用：
①制度の周知、登録促進、
②入居時の相談、マッチング
③入居中の見守り、緊急対応
④死亡・退去時の家財整理 等

1 自殺を防止するための取組

- インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等と連携し、自殺予防措置を実施している。
- インターネット・ホットラインセンター等において、インターネット上の自殺誘引等情報について、サイト管理者等への削除依頼を実施している。
- 自殺の動向のよりの確な把握に資するデータを提供できるよう、自殺統計原票の見直しを行う。

2 犯罪被害者等への支援を通じた孤独・孤立の防止に向けた取組

【被害者支援】

- 指定被害者支援要員（警察職員）が、事件発生直後から、犯罪被害者やその遺族等に対し、病院への付添いや相談・要望対応、民間被害者支援団体の紹介等の支援を行っている。

【性犯罪被害対策】

- 性犯罪被害者の相談しやすい環境を整備するため、都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を運用している。
- 性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実を図っている。



「#8103」の広報ポスター

【DV対策】

- 関係機関と連携し、DV被害者等を安全な場所へ避難させるなど、事案に応じて必要な措置を実施している。

3 住民等に寄り添い、孤独・孤立を犯罪被害につなげないための取組

【地域における警察活動】

- 交番・駐在所の警察官によるパトロールや巡回連絡等を通じ、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、身近な不安を解消する機能を果たしている。



巡回連絡

- 外国人に係る犯罪被害の防止等を図るため、外国人コミュニティ等において、防犯等についての広報啓発活動等を行っており、孤立防止等にも寄与している。

【特殊詐欺被害防止の広報啓発】

- 特殊詐欺被害防止に向け、幅広い世代に対して家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動を展開している。



広報啓発用動画



広報啓発用ポスター